

シリーズ 視覚障害者の大学進学 別冊
進路指導を担当される先生へ

令和3年(2021年)6月

全国高等学校長協会特別支援学校部会・全国盲学校長会大学進学支援委員会・全国高等学校長協会入試点訳事業部

ご あ い さ つ

このたび、「シリーズ視覚障害者の大学進学」別冊「進路指導を担当される先生へ」を、作成・発行いたしました。

近年、視覚障害のある生徒が、大学のさまざまな学部・学科に進学するようになりました。このことは大変喜ばしいことです。大学入試改革等に伴い、多様なスタイルの入学試験が実施されるようになり、高等学校段階から大学へ進学する過程においても、従来の型だけでは測れない学力が問われています。そのため、それに対応できるような配慮事項の申請も必要になってきています。また、視覚障害を有し大学進学をめざす生徒にも個々の状況があり、さらにこまやかな指導が求められる場面も増えているようです。

大学側の受け入れという面で見ると、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行やICT機器の普及もあり、大学での学習支援は以前と比べると進んできたといえます。しかし一方では、依然として理解を求めなければならない事例もあり、また、視覚的な情報の提示が、試験においても増える傾向にあるなど、課題も多くあります。

そのような中で、大学進学を目指す視覚障害のある生徒のため、ご指導に尽力されている先生方への一助になればという思いから、本冊子を作成しました。必要な時に検索していただけるよう、質問・回答の形式で編集しております。大学入試の状況が日々変化している折から、新たに記載すべき事項についてのご意見もぜひお寄せいただきたく存じます。

本シリーズは、全国高等学校長協会特別支援学校部会・全国高等学校長協会入試点訳事業部のご支援をいただきながら、全国盲学校長会大学進学支援委員会が編集・発行しています。また作成にあたり、筑波大学附属視覚特別支援学校高等部進路指導部にご協力をいただきました。

視覚障害生徒の進路指導にご活用いただけましたら幸いです。

令和3年6月25日
全国盲学校長会大学進学支援委員会
委員長 星 祐子

目 次

第1章 高校生への進路指導	6
(1) 基本情報	
1. 視覚障害のある高校生の大学受験において、一般の受験生の場合と大きく異なるのはどんな点ですか。また、同じであるのはどんな点ですか。 …	6
2. 大学進学を希望している高1（高2）の生徒がいます。現段階でどのような指導が必要ですか。 …	7
3. 点字使用の生徒が大学進学を希望しています。点字での大学受験はできますか。 …	8
4. 拡大文字使用の生徒がいます。拡大文字での大学受験はできますか。	8
5. 盲学校の卒業生はどの大学に進学していますか。 …	9
6. 大学が視覚障害のある学生を受け入れているかどうかは、どのようにして知ることができますか。 …	9
7. オープンキャンパスにはどのように参加するのがよいですか。 …	10
8. 受験校はいつまでに決めるのがよいですか。 …	11
9. 高校時代にどんな力をつけておくべきですか。 …	11
(2) 模擬試験	
10. 点字で模擬試験を受けられますか。 …	12
11. 拡大文字で模擬試験を受けられますか。 …	12
(3) 情報収集	
12. 視覚障害のある受験生は、どうやって大学に関する情報を入手しているのですか。 …	12
第2章 入学試験	13
(1) 受験校の決定	
13. 受験校決定から入学まではどのような流れになりますか。 …	13
14. 受験校はどのようにして決めるのですか。 …	14
15. できるだけ多くの入試を受けたいという生徒への適切な指導はありますか …	14

(2) 受験上の配慮申請	
16. 「受験上の配慮」とは何ですか。 ……………	15
17. なぜ出願前に「配慮申請」を行うのですか。 ……………	15
18. 大学のHPでは、配慮申請は受験生が出すことになっていますが、 受験生が出すものなのですか。 ……………	16
19. 配慮申請にはどんなことを書けばよいですか。 ……………	17
20. 配慮申請には決まった書式がありますか。 ……………	18
21. (学校から配慮申請を出すのなら) 受験生自身が内容を考える 必要はありますか。 ……………	18
22. どの程度の試験時間の延長が認められますか。 ……………	19
23. マーク式問題にはどのように解答すればよいのですか。 ……………	19
24. 希望する文字の大きさを申請できますか。 ……………	19
25. どのくらいの比率での拡大を申請すればよいかは、 どうやって判断すればよいですか。 ……………	19
26. ICT機器を使用して受験できますか。 ……………	20
27. 申請した配慮事項が通ったかどうかは確認できますか。 ……………	23
28. 希望する配慮が大学に認められないことはありますか。 ……………	23
(3) 受験前相談	
29. 受験前相談は何のために行うものですか。 ……………	24
30. 受験前相談ではどんなことを相談するのですか。 ……………	24
31. オンラインでの相談も行われていますか。 ……………	24
32. 入学前相談との違いは何ですか。 ……………	25
(4) 出願	
33. 出願書類は受験生本人が取り寄せるのですか。 ……………	26
34. インターネットによる出願ができない生徒(保護者)がいる場合、 どのようにするのがよいですか。 ……………	26
35. 志望理由書などの書式に合わせて書くことは困難ですが、 どうすればよいですか。 ……………	26

(5) 入学試験	
36. 総合型選抜・学校推薦型選抜には、どのような試験がありますか。	27
37. 面接試験の準備として、気をつけるべきことはありますか。……	28
38. 入試問題は点字で提供されますか。……	29
39. 漢字の問題は点字ではどのようになりますか。……	29
40. 図・絵・写真は点字ではどのようになりますか。……	29
41. (点字受験生の場合) 解答は点字でできますか。 (墨字受験生の場合) 科目によって、拡大率や文字のポイント数を 指定することはできますか。……	30
(6) 進学前の準備	
42. インターネット上での出願を学校で行いましたが、 入学手続きはどうすべきですか。……	31
43. 入学前相談は何のために行うものですか。……	31
44. 入学前相談ではどんなことを相談するのですか。……	32
45. 通学のための歩行訓練はどのようにしているのですか。……	33
(7) 卒業後の受験勉強	
46. 卒業後に受験勉強(浪人)をする場合、 視覚障害者に適した学校はありますか。……	34
(8) 大学入学共通テスト	
47. 大学入学共通テストも配慮申請が必要ですか。……	35
48. 配慮申請の時期が2回ありますが、どちらの時期でもよいのですか。	35
(9) 公平に行われる試験のために	
49. 視覚障害のある受験生への理解が得られない事例について、 盲学校では何か働きかけを行っていますか。……	36

第3章 大学生活の開始	37
(1) 大学での支援について	
50. 大学入学予定の高校生が準備すべきことは何ですか。	37
51. 大学生活で必要な支援について何を参考にすればよいですか。 ...	38
52. 障害学生の支援室はどの大学にもあるのですか。	38
53. 支援室がない大学の場合は、どこに相談すればよいですか。	39
54. 必要な機器は障害学生本人が購入しなければならないのでしょうか。	39
(2) 進学後の日常生活について	
55. 一人暮らしをしている視覚障害学生はいますか。	39
第4章 参考資料	40
問い合わせ先	42

第1章 高校生への進路指導

(1) 基本情報

1. 視覚障害のある高校生の大学受験において、一般の受験生の場合と大きく異なるのはどんな点ですか。また、同じであるのはどんな点ですか。

まず、配慮申請が必要であることや、志望する分野で履修が可能かどうかの検討のためによく相談をする必要があることなどから、次のような点が大きく異なるといえます。

- ・意識して能動的に情報を求めなければ、必要な情報が手に入りにくい。
- ・一般の受験生よりも手続きが多い。
- ・コミュニケーション力を要求される場面が多い。

一方、同じであるのは次のような点です。

- ・受験生自身が強く関心を持っている分野に進むことが望ましい。
- ・さまざまな入試形態がある。
- ・学力が問われる。
- ・学力の上で厳しいと判断される場合には、適切な受験先を薦める指導も必要である。

2. 大学進学を希望している高1（高2）の生徒がいます。現段階でどのような指導が必要ですか。

「自分の関心や将来の希望を明確に描くことができるようにすること。」

高1から高2段階での進路指導は、おもにこのための指導・支援といえるのではないのでしょうか。そのためにも、障害の状況を含めて自分自身について知ることや、学校での学習を通して社会に関心を持つことや、どのように調べるかということなども、必要なこととなります。

以下に挙げるのは、各学年を想定した指導内容です。

（高1）

- ・高校卒業後にどんな進路があるのかを知る。大学や盲学校専攻科がどのようなところであるのか、どんな学部学科があるのか、理療（鍼灸手技療法）や理学療法はどのような仕事であるのか等を知る。
- ・職業や学問に関する興味や関心を深める。例えば、適性検査の実施や、その結果をもとに関連書籍などを読み、興味がある分野や職業に関する書籍などを読むなど。
- ・自分の進路希望に合った選択科目について考える。
- ・学校での学習をしっかり行い基礎学力を身につける。

（高2）

- ・高2の間に高校卒業後の進学志望先をおおよそ決める。（高3では自分が決めた進学志望先にどのようにして入るかという段階になる。）
- ・職業や学問に関する興味や関心を深める。興味を深めたいのか、目指す職業につながる分野に進みたいのか、自立につながる分野をめざすのか、などの整理をする。
- ・家庭の経済状況なども考えなければならないので、保護者とよく相談する。
- ・関心のある分野において、視覚的な課題が必須であるかどうかをよく調べる。視覚障害により履修が困難であるかどうかの調査は重要である。
- ・大学のオープンキャンパスに参加する。
- ・模擬試験を受ける。そのデータの活用の仕方を知る。
- ・自分の進路希望に合った選択科目について考える。
- ・学校での学習をしっかり行い基礎学力を身につける。

3. 点字使用の生徒が大学進学を希望しています。点字での大学受験はできますか。

できます。いくつかの手続きを経ることになりますので早めの準備が必要です。

4. 拡大文字使用の生徒がいます。拡大文字での大学受験はできますか。

(ICT機器を使用できますか。口頭での受験はできますか。)

(拡大文字)

配慮申請で希望したポイントで実施されたケースもありますが、入試問題作成に係る大学側の準備の都合により、原問題の単純拡大という形式が、現状では多いようです。

(ICT機器)

詳しくは26.を参照してください。

大学入学共通テストの配慮申請の冊子には、「人による問題文等の読み上げ，パソコン（タブレット端末を含む。）の利用などを希望する場合は，事前に相談してください。」というような記載があるので、大学入試センターや各大学に個々に相談してみてください。

(口頭)

面接試験以外で実施されたケースはないようです。また、複数の資料が提示される問題が増えている傾向や入学後の学修が十分にできるようにしておくことなどを考えると、大学受験に対応できる文字力は十分につけたうえで試験に臨む必要があると思われます。

5. 盲学校の卒業生はどの大学に進学していますか。

近年は様々な専攻分野での受け入れが進み、初めて視覚障害学生を受け入れる大学も増えました。多くの生徒は、学びたい分野や合格可能性などを考えて進学先を選んでいるようです。近年の進学先例は、全国盲学校長会大学進学支援委員会や全国盲学校普通教育連絡協議会総会の資料で知ることができます。

6. 大学が視覚障害のある学生を受け入れているかどうかは、どのようにして知ることができますか。

受験をひかえた生徒がオープンキャンパスに参加した際に、現在（あるいは過去に）視覚障害のある学生が在籍しているかという質問を試みるのがよいと思われます。また、本シリーズⅠ「入学試験」に、盲学校からの近年の進学先大学が掲載されていますので、参考にしてください。

これまでに視覚障害のある学生が在籍したことのない大学でも、入学が決まると熱心に支援に取り組む大学は増えています。一方、現在在籍している学生への支援の充実を理由に、「支援対象の学生数を増やせない」と言われたケースもあります。

7. オープンキャンパスにはどのように参加するのがよいですか。

2年の夏休みを利用して参加するとよいでしょう。以下に、具体的な流れや注意事項を挙げます。

（生徒が行う事前準備）

- ・日程や交通手段などを自分で調べておく。
- ・学部・学科・コースでどのようなことが学べるのかや、入試制度など、事前に自分で調べられる内容は調べておく。
- ・どんなことを聞きたいのかなどを書き出し、それをまとめたものを教員と確認しておく。
- ・予約不要のオープンキャンパスであっても、視覚障害があるということを予め電話で説明する。（電話のかけ方の指導も必要となる。）3年生の場合は、過去問題や入試要項を配布していればもらってくる。

（生徒への注意事項）

- ・参加した際に受験上の配慮に関する事前交渉をしないこと。もし、配慮に関する話題になった場合でも、「学校と相談します」などと答えるようにする。
- ・学校の担任や進路指導担当に、事前・事後の報告をする。
- ・2020年度から、オンラインによるオープンキャンパスが増えたが、大学の環境はオンラインではわかりづらく、画像中心の資料の提示が多いと思われるため、申し込みにあたり、事前に問い合わせるのがよい。

8. 受験校はいつまでに決めるのがよいですか。

進学を希望する大学を決定する時期は、実際に受験する入試の実施日より2, 3ヶ月前でなければなりません。これは、入試や入学後の配慮について、大学との協議を事前に行わなければならないためです。また、過去に視覚障害学生を受け入れたことのない大学については、できるだけ早い時期に大学との話し合いを始め、視覚障害学生に対する支援方法についての理解や、具体的な対応についての検討を大学側に求めることになります。

9. 高校時代にどんな力をつけておくべきですか。

大学で専門的に学ぶには、高校時代に学ぶ教科の基礎学力が必要であることは言うまでもないことですが、視覚障害のある学生にとっては、特に次のような力が大学やその先の社会において、大切なものとなります。

- ・文字（点字・墨字）を読み書きする力、その文字を使用して理解し考える力。
- ・理解し考えたことを他者に伝える力。
- ・自身の障害についての的確に説明し、依頼したい配慮内容を適切に伝えられる力。
- ・積極的に他の学生や教職員とコミュニケーションをとれる力。
- ・A D L、歩行、援助依頼、視覚補助具の活用など自立のための力。
- ・情報機器活用能力、情報収集能力。

「高校時代に身につけておくべき力」について、大学進学支援委員会が大学生および大学院生対象に行った聞き取り調査でも上記の回答が挙げられています。

また、「つけておくべき力」には該当しないかもしれませんが、視覚障害のある友人とのつながりも、盲学校卒業後の社会で生きていくうえで不可欠なものです。

(2) 模擬試験

10. 点字で模擬試験を受けられますか。

ベネッセコーポレーションが点字による模擬試験を実施しています。

11. 拡大文字で模擬試験を受けられますか。

ベネッセコーポレーションの模擬試験では、単純拡大による冊子が提供されています。

(3) 情報収集

12. 視覚障害のある受験生は、どうやって大学に関する情報を入手しているのですか。

受験生の多くは次のような方法で入手しています。

- ・大学を見学し模擬講義を体験する。
- ・電子化された本や Web で調べる。
- ・聞き取りを行う。(在籍校の教員や先輩などから。)

第2章 入学試験

(1) 受験校の決定

13. 受験校決定から入学まではどのような流れになりますか。

受験生・受験生の在籍校側からみると、以下のような流れになります。

- ・ 受験校決定
- ・ 受験上の配慮の申請（大学ではそれを受理し、検討会議がおこなわれる。）
- ・ 受験前協議（以前は出願後が多かったが近年は配慮申請後が多い。）
- ・ 配慮決定事項通知受け取り（大学から通知が送られてくる。）
- ・ 出願
- ・ 受験
- ・ 入学前相談
- ・ 入学

14. 受験校はどのように決めるのですか。

学びたい内容を学べるコースがあるか、という点が最も大切です。

さらに、学力の上で無理がない希望であるか、通うことができるか（学生寮や一人暮らしの場合も含めて可能か）、受験日程に無理がないか等も、よく考えるべきです。

15. できるだけ多くの入試を受けたいという生徒への適切な指導はありますか。

視覚障害のある受験生が一回の試験にベストを尽くすには、かなりの体力を消耗します。多くの機会を作ることよりも無理のない計画で試験に臨むほうが合格可能性を高めることにつながると言えます。また、配慮申請をすることにより、多くの人が試験に関わることとなります。複数の大学に合格した場合、入学を辞退することになる大学には、その旨の連絡を受験生及び学校からする必要があります。受験生自身も将来は社会を支える立場になることを意識できるようになることが理想的です。

(2) 受験上の配慮申請

16. 「受験上の配慮」とは何ですか。

障害のある受験生は出願時に「受験上の配慮」を申請します。以前は「特別措置」と言われていました。障害のある受験生に対する入試における配慮とは、障害のある受験生の能力を適切に評価するために、大学が通常の試験に合わせて障害特性に配慮した試験を行うことです。将来、就職試験などでも必要になることがあるため、大学受験をしない高校生も知っておいた方がよいことと言えます。

17. なぜ出願前に「配慮申請」を行うのですか。

障害のある受験生の実力が公平に測られる入学試験の実施のために、大学側が以下に挙げるような準備を入念に行う必要があるからです。

- ・多様な入試形態があり、それに応じて申請される各配慮内容について、大学では検討会議が開かれる。
- ・入学した場合の配慮も想定して受験生や学校との事前の相談が行われることが多い。
- ・特に視覚障害学生を受け入れたことのない大学の場合は、できるだけ早い時期に大学との話し合いを始め、視覚障害学生に対する支援方法についての理解や具体的な対応についての検討を大学側に求めることになる。

18. 大学のHPでは、配慮申請は受験生が出すことになっていますが、
受験生が出すものなのですか。

大学のホームページなどを見るとそのように書かれていますが、学校から提出するものも受理されます。学校から申請することで、受験上の配慮に関する大学からの問い合わせに、学校が回答することになります。必要に応じて教員が大学に出向いて説明することもあります。受験生の負担を最小限にとどめ、学習に専念できるよう、学校長名で作成し、進路指導担当者を連絡先とすることをおすすめします。ただし、配慮内容は、受験生本人が自身の障害の状況を理解して、入試科目に合わせて考えるのがよいでしょう。初めから過不足なく挙げられる生徒はおりませんので、教員と何度もやりとりをして考えることになると思われます。

また、受験上の配慮申請から受験までの一般的な流れは次のようなものです。

- ・募集要項などで、「受験および修学における特別な配慮について」の記述を読んで、申請方法や期限を調べる。特に記述のない場合は、各大学に電話で受験生が問い合わせる。
- ・大学で所定の書式がある場合は、その書式を受験生が取り寄せる。所定の書式があるかどうか明確でない場合は、大学に確認する。墨字で受験する場合は、拡大率の検討も必要になるので、実際の過去問題や解答用紙も送付してもらう。
- ・生徒が、受験上の配慮として申請したい内容を箇条書きにし、教員が確認する。
- ・生徒は、教員に確認しながら内容を確定し、教員が申請文書を作成する。
- ・申請文書に公印を押して、学校から大学に発送する。
- ・診断書や身体障害者手帳の写しなど必要な添付書類を添える。（募集要項で、大学が診断書を要求していても、身体障害者手帳の写しでよい場合もある。）
- ・申請にあたり、受験前相談が行われることも多い。その面談には生徒・進路指導部の教員・保護者（状況による）が出席する。大学側は、学科の先生方と事務の方を含めて多い場合は10名以上の出席がある場合もある。
- ・大学からの回答が本人または進路指導部に返信されてくる。
- ・当日、回答文書を持って受験会場に行く。

19. 配慮申請にはどんなことを書けばよいですか。

盲学校の生徒の場合、点字や拡大文字で試験問題が提供されることに慣れているためか、申請内容を考えても出てこないこともあります。その場合、一般の試験での様子を想像できるように説明しながら、作成していきます。

以下に挙げるのは、本パンフレットのシリーズ「視覚障害者の大学進学」の「入学試験」に記載している、申請事項の代表的な例です。実施される試験のスタイルが多様化し、最近では、感染症対策のためにオンライン試験に切り替えて実施される事例も見られるようになりましたので、試験に合わせて申請事項を考える必要があります。

【総合型選抜・学校推薦型選抜】

- ・ 志願票の代筆
- ・ 自己推薦書や志望理由書などのワープロソフトによる作成及び貼付（あるいは添付）による提出
- ・ 別室受験
- ・ 小論文や基礎学力試験の時間延長
- ・ 問題用紙の拡大
- ・ 問題用紙の点字化
- ・ 点字での解答
- ・ （墨字受験生が小論文試験を受験する場合）原稿用紙の大きさや濃さの指定
- ・ 問題冊子、解答用紙、点字器、補助具等を置ける大きさの机の準備
- ・ 試験会場内の案内誘導

【一般選抜】

（点字の場合）

- ・ 出願書類の代筆記入
- ・ 点字による出題及び解答
- ・ 試験時間の延長
- ・ 別室での受験
- ・ 点字器等（点字盤・点筆・点字タイプライター）・そろばん・付箋紙の持参使用
- ・ 点字盤・点字タイプライターや問題・解答用紙を置ける大きめの机の準備
- ・ 試験会場内の案内誘導

(墨字の場合)

- ・マーク式の解答の文字解答
- ・試験問題の拡大と拡大率
- ・問題文中の傍線部の強調
- ・試験時間の延長
- ・別室での受験
- ・拡大した問題、解答用紙を置ける大きさの机の準備
- ・拡大読書器・拡大鏡（ルーペ）の持参使用
- ・フェルトペンの持参使用
- ・試験会場内の案内誘導

20. 配慮申請には決まった書式がありますか。

各大学で決められた書式があることが多いので、大学の入試課に問い合わせてみてください。

特に決まった書式がない場合には、連絡先として在籍校の高等部進路指導部の教員名を記し、出願者氏名、障害の程度、使用文字、志望学部・学科、試験の種類、試験日、配慮事項等を記載します。書式の一例を、本シリーズ「入学試験」に掲載しておりますのでご参照下さい。（「入学試験」p9～10）

21. （学校から配慮申請を出すのなら）受験生自身が内容を考える必要はありますか。

受験生本人が自身の障害と必要な配慮について知ることは、大学入学後だけでなく、就労の際にも必要になることです。盲学校に在学している間に、指導を受けながら配慮申請を考えることは将来の役に立つと思われます。

22. どの程度の試験時間の延長が認められますか。

大学入試では、点字使用の場合は 1.5 倍、墨字使用の場合は 1.3 倍が長年標準とされてきましたが、2021 年度より実施されている大学入学共通テストにおいて、墨字使用の場合にも 1.3 倍の時間延長では足りない場合に、1.5 倍の時間延長を申請できるようになりました。各大学の入試においても、必要であれば墨字使用の場合にも 1.5 倍で申請するとよいでしょう。

23. マーク式問題にはどのように解答すればよいのですか。

点字試験問題では、設問文の「マークしなさい」という文言が、点字問題に適した形になって提供されますので、問いに従って解答します。

拡大文字試験問題の場合、配慮申請内容の中に、マーク式解答を文字解答することを挙げておくと、文字による解答ができます。

24. 希望する文字の大きさを申請できますか。

申請はできます。認められる場合もありますが、単純拡大による提供というケースが多いです。適した文字サイズを求めていくと、試験問題の内容への問い合わせにつながりかねず、可能な限りでの最大限の配慮をお願いする形になります。

25. どのくらいの比率での拡大を申請すればよいかは、
どうやって判断すればよいですか。

受験生が大学に連絡して過去問題入手し、それをもとに、教員とともに検討します。

26. ICT 機器を使用して受験できますか。

ICT 機器を用いて受験を考える場合、次のことが前提となります。

- ・使用したい ICT 機器を受験生が適切に使用できること
- ・その ICT 機器は、障害の特性に応じて適切に選択されたものであること
- ・受験生が、受験において、その ICT 機器の必要性を適切に説明できること

個に応じた ICT 機器を受験で用いるためには、受験上の配慮として申請する必要があります。その後、大学との協議を重ねることで、実現に向けて、やりとりを進めていくことになります。

(a) 大学入学共通テストの場合

受験上の配慮として申請をします。

申請した ICT 機器について、合理性や試験としての安全性などについて大学入試センターとのやりとりを重ねる中で、個々のケースとして認められることとなります。

過去に ICT 機器の使用事例が複数あるため、相談を丁寧に重ねることで、受験生が希望する形に近づけられる可能性が高いです。

(b) 総合型選抜・学校推薦型選抜・小論文を中心とした一般選抜の場合

受験上の配慮として申請することになりますが、(a) と異なり、大学に過去の事例がないことがほとんどです。

そこで、大学には入試の実施の仕方から検討していただくこととなりますので、以下のような点について協議が必要となります。また、受験生側の準備も忘れてはなりません。

- ・ ICT 機器の使用が必要であることの説明

通常の入試の実施形態において、文字の拡大や点字での受験については一定の理解が大学側にあります。しかし、ICT 機器の使用については想定されていないことがほとんどです。そこで、文字の拡大や点字ではなく、ICT 機器を用いる必要があるのかについて、大学に説明することが求められます。

- ・ ICT 機器の説明

ICT 機器の使用の可否について検討をしていただくために、その機器について説明をする必要があります。特に、携帯型点字情報端末については理解されにくいも

ですので、点字ディスプレイに表示されている情報が確認できるようにモニターなども用いての説明が必要になるかもしれません。また、データの形式についても十分に説明する必要があります。特に、点字データでの解答については、墨訳も必要になることを忘れてはいけません。

また、以下にも触れますが、受験に必要な機能や不正の可能性のある機能、データの可用性についても説明が求められることになります。

・具体的な実施の形態

本来であれば、試験の実施のことですので、大学側で行うことになりますが、特殊な機器を用いる場合は、シミュレーションも含めて、実施の流れについて盲学校の協力が必要となることがあります。

・機器の準備

受験時のセキュリティや不正防止の観点で、大学側で機器を準備できるとよいのですが、特殊な機器であるため、大学側での準備が難しいことや受験生が普段使用している環境が重要でもありますので、受験生が持参することを求められることが予想されます。

そのため、試験の実施に向けて、事前に機器を持参してのシミュレーションの実施や、周辺機器などの準備も含め詳細を詰めるための受験前のうち合わせが何度も必要になります。

さらに、個人の機器を持ち込む場合、機器の故障などについては保証できないと言われてしまうケースがほとんどです。そのため、故障時の対策も事前に準備しておく必要が出てきます。受験時の機材の搬入・搬出についても、丁寧な確認が重要です。

・解答データの保障や不正防止の対策

ICT 機器を使用する場合、解答をデータで作成することになります。そのため、データが消えてしまう可能性を考慮する必要があります。具体的には、USB メモリーに試験前に解答のファイルを作成して、題名だけを入力し、保存できていることを事前に確認をすることや、頻繁に保存を行い、その都度保存できていることを確認することなどです。それでもデータ喪失の可能性はあり、現実的には防ぐことは困難です。そこで、データ喪失時の対策も事前に準備する必要があります。このことは受験生と盲学校側で事前に検討を重ねて提案をしていかないと、実現が難しくなります。

次に、不正防止の観点で、試験監督が解答の状況を確認できる仕組みが求められ

ることがよくあります。特に、携帯型の点字情報端末です。これについては、外部モニターを接続することで、大学側に理解していただく必要があります。モニターを接続したとしても、受験生の手の動きとモニターの表示との対応が難しいため、丁寧な説明が必要になります。受験生が不正をしていると誤解されない準備が大切です。

最後に、答案の提出の形式についても確認が必要です。墨字の場合は、USB メモリーにデータ形式を指定して保存することやその場で印刷をすることなどが考えられます。点字のデータの場合は、墨訳が必要になることも確認をしておく必要があります。

・採点上の配慮

これは、特に点字使用の受験生に当てはまることですが、ICT 機器を使用することを希望すると、パソコンを用いて漢字での解答の可能性に触れられることがあります。入試は限られた時間で解答しなくてはならないことと漢字の変換後に間違いを修正することは困難であること、そして、普段漢字を常用していないことによる誤変換などの可能性がありますので、受験生の不利にならない交渉が必要になります。これは、本人も含め、盲学校がバックアップする必要があります。

急激な視力の低下により、スクリーンリーダーを利用しての漢字解答をする場合などでは、音声ガイドの聞き取りにくさなどにより誤字が出る可能性なども事前に理解していただき、採点の際に配慮していただけるようお願いすることも必要です。点字データでの解答の場合も、漢字がないことによる採点の差異が出ないように事前に確認が必要です。

・リスクの理解と対処法の確保

受験生は ICT 機器であれば、修正などが容易であることから、受験時に使用を希望する傾向が増えてきています。ただし、前にも記載しましたが、受験までの準備の大変さや受験時のデータの喪失や故障のリスクなどがありますので、それを受験生が理解する必要があります。緊急時の対策も併せて準備をする覚悟も必要です。

また、ICT 機器が万能である訳ではありませんので、紙を用いた拡大文字や点字での受験と ICT 機器を使用する場合のメリットとデメリットを明確にした上で、選択をする必要があります。点字の場合、紙に論文などを書く場合には、修正が難しいという課題がありますが、全体を見渡しやすいというメリットもあります。そのようなメリットとデメリットを具体的に蓄積しておくことも大切です。

受験生が ICT 機器を用いるかどうかについては、盲学校側でも十分に情報を集め、受験生がそれらのことを理解した上で進めることがとても重要です。

27. 申請した配慮事項が通ったかどうかは確認できますか。

多くの大学では、出願期間が始まる前に、配慮決定通知書が送付されますので、それによって確認することができます。ただし、大学内での検討に時間を要し、回答が遅れる場合もあります。出願期間が近づいても書類が届かない場合は、大学に問い合わせるとよいでしょう。

また、通知の仕方が電話での回答のみという大学もありますが、万が一、試験当日の対応が回答とは異なった場合のことを考えると、文書での回答を依頼することが望ましいです。

28. 希望する配慮が大学に認められないことはありますか。

従来認められているものは、ほぼ認められますが、大学によっては理解してもらえないこともあり、そのような場合は、在籍校側からの説明が必要になります。

これまでにない新たな配慮事項の場合、在籍校側がよく説明することになりますが、実施の可否については個々の大学の判断によるものと思われます。

(3) 受験前相談

29. 受験前相談は何のために行うものですか。

配慮申請をした後、出願期間の前後に、受験前相談を設ける大学が多いです。ここでの目的は、以前は、受験を拒否する大学に対し、受験許可を求めて交渉することでしたが、現在は、受験上不利がないように合理的配慮が図られることや、受験上の留意点について、双方で共通理解をすることです。

大学側が、入学した場合も視野に入れて障害の状況などを詳しく尋ねることがあります。特に初めて視覚障害学生を受け入れる大学の場合は、支援体制は徐々に整えていくがまだ十分ではないという説明をされることもあります。

30. 受験前相談ではどんなことを相談するのですか。

受験生の障害の状況と入学試験における必要な配慮について共有します。

31. オンラインでの相談も行われていますか。

2020年度は、感染症対策の観点から、オンラインでの受験前相談が多くなりました。移動の負担が軽減され、学校の授業に影響を及ぼさない形であるため、今後、オンラインによる事前面談は増えていくのではないかと予想されます。

32. 入学前相談との違いは何ですか。

入学前相談は、入試で合格してから入学するまでに大学関係者で行う、大学での学習や生活のための支援に関する面談です。大学にとっての意義は、視覚障害のある学生の障害の状況、学習や生活に必要な支援内容や機器などを把握し、視覚障害のある学生がスムーズに大学生活を開始するための整備を始めることができます。また、学生自身にとっては、大学での学習や生活の様子を具体的に知ることができるため、学生生活のイメージを持てる、支援内容を詳細に確認することで、大学生活への不安を軽減することができます。

(43. にも記載しています。)

(4) 出願

33. 出願書類は受験生本人が取り寄せるのですか。

複数の墨字の書類であるため、保護者等のサポートは必要となりますが、受験生が取り寄せることが望ましいです。どのような書類があり、何を書く必要があるのか、出願に向けてどのような手続きがあるのかということ、受験生自身が知っておく必要があります。

34. インターネットによる出願ができない生徒（保護者）がいる場合、どのようにするのがよいですか。

インターネットで出願する場合、合格発表や入学手続きもインターネット上で行うものがほとんどです。入学後の履修登録もインターネット上で行われると考えられます。そのため、学校が代行せず、すむように早い段階から準備を進めておくことがよいと思われます。

35. 志望理由書などの書式に合わせて書くことは困難ですが、どうすればよいですか。

まず、記入が困難となることが予想できても、どんな書式であるかを受験生自身が知っている必要があります。受験生自身にとって大切な書類であるからです。実際には、教員や保護者が確認し、指定の文字数や行数などの情報を受験生に伝えることとなります。

ほとんどの場合、ワープロで文書を作成することになると思われますので、ワープロの使用と作成した文書の添付や貼付を、受験上の配慮申請をする項目に入れる必要があります。

(5) 入学試験

36. 総合型選抜・学校推薦型選抜には、どのような試験がありますか。

主に、書類選考と、大学で実施される試験があります。

書類選考では、志望理由書、自己推薦書、活動報告書、大学での学びの計画書などが課されます。分量は大学によりますが、600字～2000字程度のものが多いです。

大学で実施される試験では、小論文、学力試験、面接等が行われます。近年は、いずれの試験においても、基礎的な知識や思考力を問われるようになってきています。

なお、総合型選抜や学校推薦型選抜の出願条件には、「学習成績の状況（評定平均値）」や英語外部試験における取得級などの基準が設けられていることが多いです。また、英語外部試験の取得級やスコアが得点に換算される大学もあります。

いずれにしても、大学によって出願条件や試験内容が異なりますので、志望する大学の募集要項をしっかりと確認するようにしましょう。

37. 面接試験の準備として、気をつけるべきことはありますか。

大学入試だけでなく、就職のための試験などでも、試験の科目に面接があります。面接試験のために、学校でも練習をされると思います。生徒にとっては、目前に迫る試験の合格が目標なのですが、学校での指導は卒業後のさまざまな場面で活かされていくはずで

そのため、面接試験の予定のない生徒も、盲学校在学中に一度は面接練習を経験しておくと思います。面接も個人面接や集団面接などさまざまな形式がありますが、以下に実際におこなっている学校での、個人面接の練習での留意点を挙げます。

(個人面接の場合)

- ・想定される質問への回答をあらかじめよく考えて書かせる。
- ・面接試験にふさわしい服装について事前に指導し、その服装で練習に臨む。
- ・事前に準備したものを暗記して再現するのではなく、志望動機や高校での活動について自分の言葉で伝えられるようにしておく。
- ・回答の内容に対する指導が中心となるが、姿勢など視覚的な印象も伝える。
- ・練習の直後に振り返りを行い、生徒の自己評価に対して教員が助言をする。

38. 入試問題は点字で提供されますか。

受験上の配慮申請を行うことで、点字による試験を受けることができます。詳しくは、本シリーズ「入学試験」の「Ⅱ 点字による入学試験」に掲載されています。

39. 漢字の問題は点字ではどのようにになりますか。

試験を実施する大学の判断によりますが、削除されてその分の配点が他の問題に振り分けられている場合もあれば、同じ難易度の別の問題に変更されている場合があります。変更される場合、点字使用者は日常的に漢字を見ているわけではないことを考慮し、問題の難易度が原問題の難易度と同じ程度になるような配慮が必要となります。

また、古典の漢文は、点字では書き下し文で表記しますので、原問題からの変更が必要な箇所がとて多くなります。

40. 図・絵・写真は点字ではどのようにになりますか。

(図表)

図表の全体像を理解した上で、点字受験生がその内容を理解できるように配慮し、点字の特性や触読者の図表認知方法を考慮した問題に変更されます。試験問題であることから、受験生が自力で時間内に処理できる内容と量であることが大切になります。

(絵・写真)

絵や写真は文字に置き換えて表されることにはなりますが、絵や写真が一目瞭然で多くの情報がとれる資料であるのに比べ、受験生の負担が多くなります。単純に文字情報に置き換えることでは同等の問題となりえない場合がほとんどであることを踏まえた上で、必要な変更がされることとなります。

41. (点字受験生の場合) 解答は点字でできますか。
(墨字受験生の場合) 科目によって、拡大率や文字のポイント数を指定することはできますか。

点字での解答は、受験上の配慮申請をすることによってできます。

拡大文字での受験の場合、科目ごとに必要な配慮申請内容を明記することで、拡大率を指定することについては、対応してもらえます。文字のポイント数の指定は、このこと自体が可能でないケースが多いのですが、申請をすることで大学に検討してもらうことができます。

(6) 進学前の準備

42. インターネット上での出願を学校で行いましたが、
入学手続きはどうすべきですか。

インターネットで出願する場合、合格発表や入学手続きもインターネット上で行うものがほとんどです。入学手続きには、入学金や授業料の納入も含まれるため、学校側が関わることは避けたいところです。また、入学後の履修登録もインターネット上で行われると考えられるため、学校が代行せずにおむように、出願の段階から受験生や保護者に慣れておいてもらうことが望ましいです。

43. 入学前相談は何のために行うものですか。

入学前相談は、入試で合格してから入学するまでに大学関係者で行う、大学での学習や生活のための支援に関する面談です。大学にとっての意義は、視覚障害のある学生の障害の状況、学習や生活に必要な支援内容や機器などを把握し、視覚障害のある学生がスムーズに大学生活を開始するための整備を始めることができることです。また、学生自身にとっては、大学での学習や生活の様子を具体的に知ることができるため、学生生活のイメージを持てます。また、支援内容を詳細に確認することで、大学生活への不安を軽減することができます。

4.4. 入学前相談ではどんなことを相談するのですか。

入学前相談では、学生は修学上希望する配慮を大学に伝えます。それに対し、大学から、対応できることと対応が難しいことなどが提示されます。経費や設備の関係で、希望通りの配慮を受けられないこともあります。学生と大学の双方が代替案等を考え、話し合い、実際の対応を決めていきます。

大学側からは、当該学科の先生方をはじめ、教務課や支援室の担当者など、様々な部署の方が参加されることが多いです。講義・実験や実習・定期試験・支援機器・生活面について相談しておくとい良いでしょう。

講義については、教科書や資料の入手方法や提出方法（点字やテキストデータでのやり取りの希望）、板書やスライド・映像教材等の内容の確認方法、座席の指定、視覚補助具の持参および使用などを相談します。

実験や実習については、視覚を用いた実験や実習が多い分野の場合には、わかる範囲で具体的にどのような配慮が必要になるかを想定し、相談します。入学後すぐには行われない場合には、入学して学生側も大学側も様子がわかってきたところで、改めて相談の場を設定してもらえようをお願いしてもよいでしょう。

定期試験については、入試の際と同様に、試験時間の延長、点字や拡大文字での出題・解答、別室受験等の対応をしてもらえるように依頼します。入試の際には対応してもらえたことであっても、時間割や教室の関係で対応できないと言われることもあります。大学の状況等を丁寧に聞きつつ、能力を適切に測ってもらうために必要なことを伝えます。

支援機器については、視覚障害のある学生が大学で学習する上で必要となる機器を説明し、大学で準備してもらえるものを確認します。高額な機器も多く、個人で揃えることが難しいものの、大学の予算の関係もあるので、優先順位を明確にして相談します。

生活面では、入学当初の学内の移動や、学外での活動の際の移動、図書館の利用・掲示板からの情報取得・事務手続きなどのサポートについて相談しています。近年、事務連絡や事務手続きについては、大学のWEBサイト等で行えることも多く、サポートをお願いしなくてもよいこともあります。ただ、手続きの流れやサイトの構造を理解するための説明は必要です。

いずれにしても、自分の見え方と希望する配慮の内容を、学生自身が説明できるようにすることが大切です。大学の回答が、希望通りに対応できないという場合には、様々な理由が示されます。その理由に応じて、他大学ではどのような対応が行われているのか、補助金や法令がどのように整備されているのか、協力してくれる外部団体の紹介なども含めて、丁寧に話し合っていくことが大切です。そのような

情報を補足説明するためにも、入学前相談には、本人と保護者だけではなく、盲学校の教員が同席することが望ましいです。

45. 通学のための歩行訓練はどのようにしているのですか。

盲学校出身の学生の場合、必要となる歩行技術や知識を既に授業などで習得していることがほとんどですが、歩行指導担当の教員が、入学前の春休みなどを利用して集中的に指導を行っている学校が多いようです。出身学校から遠く離れた地域の学校に入学する場合には、盲学校からその地域の訓練施設を紹介しているケースもあります。また、その大学に在学している先輩や職員の方に説明してもらったり、保護者などにおこなってもらったりなどさまざまなケースがあります。

(7) 卒業後の受験勉強

46. 卒業後に受験準備（浪人）をする場合、 視覚障害者に適した学校はありますか。

視覚障害がある生徒も、他の高校生と同様、大学進学を目指して準備をしてきても、受験した大学すべてに不合格となるということもあります。さらに1年間受験勉強をする場合には、次のどちらかを選択することになります。

(1) 京都府立盲学校専攻科普通科に進学する

(2) 自宅から予備校や塾に通う

視覚障害者に適した学校は、(1)のほうです。日本で唯一設置されている高等部専攻科普通科で、盲学校高等部又は高等学校卒業者が、普通教科をより深く学ぶことができる課程です。教育年数は1年です。視覚障害に配慮された環境で普通教科の学習ができます。本人や保護者の住所が京都府にない生徒の場合は、居住する都道府県の盲学校に専攻科普通科がないことによる「入学志願許可申請書」を都道府県の教育委員会を経由して京都府教育委員会教育長に提出し、許可を受けると、受験することができます。

受験生の中には(2)の方法で受験勉強をする生徒もいます。予備校の場合は一斉授業で、盲学校の授業と比べて速いスピードで進み、予習復習に相当時間をかけなければならないこと、テキスト類の点字化のために早めのテキスト入手や点訳団体への依頼をしなければならないこと、模擬試験や配慮申請の手続きなどは出身の盲学校に相談する必要があること、個人で行わなければならない手続きもあることなどを予め知った上で、よく考えて選択する必要があります。

(8) 大学入学共通テスト

47. 大学入学共通テストも配慮申請が必要ですか。

はい。大学入学共通テストにおいて配慮を希望する場合は配慮申請書を提出する必要があります。

配慮申請に関する説明や申請書の書式等は、「受験上の配慮案内」に掲載されています。この案内は、大学入試センターから冊子を取り寄せるか、大学入試センターのホームページからダウンロードすることで入手できます。

視覚に関する配慮希望を申請する場合には、「受験上の配慮申請書」の他に、診断書や状況報告書等を添付する必要があります。なお、点字での受験を希望する場合は、診断書を「校長による点字学習の証明書」に代えることも可能です。

48. 配慮申請の時期が2回ありますが、どちらの時期でもよいのですか。

受験上の配慮申請には、出願前に申請する方法（出願前申請）と出願時に申請する方法（出願時申請）があります。どちらの時期に申請しても、希望する配慮事項について審査が行われ、許可された内容で大学入学共通テストを受験することができます。ただ、希望する内容によっては審査に時間がかかる場合もあるため、出願前に申請した方がよいでしょう。

また、出願前申請の期間内で、9月初旬に一度締め切りが設定されています。この締め切り日までに申請すると、9月下旬に「受験上の配慮事項結果通知書」が届きます。9月初旬の締め切り日を過ぎると、出願前申請でも出願時申請でも、11月下旬に「受験上の配慮事項結果通知書」が届くことになります。

「受験上の配慮事項結果通知書」は、私立大学の入試における配慮申請の際に参考資料として活用されることもあるので、9月初旬までに申請することがおすすめです。

(9) 公平に行われる試験のために

49. 視覚障害のある受験生への理解が得られない事例について、
盲学校では何か働きかけを行っていますか。

本来あってはならないことですが、大学側による受験の拒否、配慮の拒否が今なお見られます。また、はっきりと拒否はしないものの「入学後に支援はできないがそれでもよければ受験してください」といった、事実上の拒否というケースもあります。

このようなケースに遭遇した学校では、校長名の文書による申し入れや進路指導担当者と校長が同席した形での面談の申し入れなどを行っているようです。その結果、大学側の理解が得られることもあります。また、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の「過重な負担」に該当するという考えを改めていただけない場合も、残念ながらあります。このような事例については、毎年3月に開催している大学進学支援委員会専門委員会で、ご報告いただいております。大学進学支援委員会では、事例をとりまとめ、関係機関の長の名で文部科学省に報告を上げています。

また、受験生自身にとっては事後になってしまうことですが、試験問題において視覚的な資料が増えていることやそれによって問題量が増えていることなども、視覚障害のある受験生にとって公平さが保障されていないことにあたります。大学の個別試験に対して事後に意見を述べることは困難ですが、それらに対して影響力のある大学入学共通テストについては、毎年、関係機関の長の連名で改善を望む点を文書にまとめて申し入れをしています。

第3章 大学生活の開始

(1) 大学での支援について

50. 大学入学予定の高校生が準備すべきことは何ですか。

まずは通学や学内の移動を安全でスムーズにできるようにすることです。そのためには、出身校や進学先の大学のある地域の社会的資源の歩行訓練士等に指導を依頼することが望ましいです。また、学生寮やアパートで生活する場合は、視覚障害があったとしても自立して日常生活を送ることができるように、買い物・食事の準備・洗濯等の方法を自立活動等の授業で学ぶことが必要になります。

次に学生生活に必要な様々な ICT のスキルを可能な限り習得しておくことが求められます。点字使用者であれば、画面読み上げソフトを用いてのメール・インターネット・文書作成・表計算ソフトの利用、点字ディスプレイを使っての辞書検索・点字編集、点字や録音図書の検索方法、各大学で利用しているオンライン授業や情報共有システムへの対応等があります。

拡大文字使用者であれば、基本的なパソコンのスキルに加え、タブレット端末を用いての板書の撮影や各種の学習に必要なアプリの使い方、オンライン授業や情報共有システムへの対応等があります。

そして、自分の見え方、がんばればできるが時間がかかること、がんばってもできないこと、他人に協力してほしいこと等を具体的に説明できるようにしておくことも重要です。

51. 大学生活で必要な支援について何を参考にすればよいですか。

下記の冊子や書籍、URL を参考にしてください。

(大学での支援の概要について)

・本パンフレット シリーズ2「大学生活」

(必要な機器類について)

・本パンフレット シリーズ3「支援機器」

・支援機器に関する情報(全国高等学校長協会入試点訳事業部サイト内)

<https://www.braille-exam.org/assistive-technology/index.html>

本冊子の「第4章 参考資料」のページもご参照ください。

52. 障害学生の支援室はどの大学にもあるのですか。

最近では多くの大学に障害学生支援室があります。呼び名は大学によって様々です。視覚障害のある学生だけではなく、多様なニーズのある学生への支援をおこなっています。視覚障害は低発生障害であるため、過去にその大学に視覚障害のある学生が在学していたとしても、担当者が代わり支援のノウハウが蓄積されていなかったり、逆に同じ視覚障害のある学生でも、必要としている支援の内容が異なっていたりします。そのため、自分にとって必要な支援については、自分で説明したり、希望したりすることが大切です。

障害学生支援室の支援内容も大学によって様々です。当事者の学生の意見を聞きながら、大学全体の部署と連携し、必要な支援を総合的に判断したり、実際におこなったり、各担当者に依頼したりしてくれる場合もあれば、特定の事柄のみ限定的に支援をしてくれる場合もあります。進学した大学の障害学生支援の状況を理解しながら、必要な支援について依頼していくことになります。

53. 支援室がない大学の場合は、どこに相談すればよいですか。

障害学生支援室がない場合は、担任・学生課・教務課・図書館等の各部署と直接やり取りをしながら必要な支援を個別に依頼していくことになります。障害学生にとってはかなりの負担になります。そこで、大学としての障害学生に対する窓口を一本化できないか検討を依頼する必要があります。

54. 必要な機器は障害学生本人が購入しなければならないのでしょうか。

障害学生が入学すると、その大学に補助金がつくことを、入学前相談の際に伝えるとよいでしょう。「予算の関係で、必要な機器を揃えられない」と言われた場合の対応としては、入学前相談などで優先順位を相談してください。本当に必要なものを少しずつ揃えてもらうこと、他大学ではどのように対応しているのかという情報収集をお願いするなどが考えられます。

(2) 進学後の日常生活について

55. 一人暮らしをしている視覚障害学生はいますか。

自宅から通学できない大学に進学した場合、大学などの学生寮に入る学生もいますが、学校の周囲や生活に便利なところでアパートなどを借りて、一人暮らしをする学生も多くいます。

第4章 参考資料

1. 障害学生支援に関するもの

- ・「視覚障害学生サポートガイドブック」：日本医療企画 鳥山由子監修
青松利明・青柳まゆみ・石井裕志・鳥山由子編著
- ・「合理的配慮ハンドブック」ジアース教育新社
独立行政法人日本学生支援機構編著
- ・「障害学生支援入門」ジアース教育新社 鳥山由子・竹田一則編
- ・アメリカ化学会「Teaching Chemistry to Students with Disabilities:
A Manual for High Schools, Colleges and Graduate Programs Edition 4.1」
翻訳資料 翻訳：東京大学先端科学技術研究センター、株式会社リングア・ギルド
- ・「ICUにおける一盲学生の物理実験・化学実験履修の記録」：国際基督教大学
(1986)
- ・「化学と教育」36巻4号（特集：視覚障害者の化学実験）日本化学会（1988）
- ・「点字で大学-門戸開放を求めて半世紀-」：視覚障害者支援総合センター
菊島 和子著 高橋 実監修
- ・「障害学生の支援 新しい大学の姿～AHEAD 日本会議より」：慶應義塾大学出版
会
富安 芳和・小松 隆二・小谷津 孝明共編
- ・「大学案内2020障害者版」：全国障害学生支援センター
- ・シリーズ 視覚障害者の大学進学1～4：全国盲学校長会大学進学支援委員会ほ
か

2. 視覚障害教育に関するもの

- ・「視力の弱い子どもの理解と支援」教育出版
大河原 潔・香川 邦生・瀬尾 政雄・鈴木 篤・千田 耕基 編
- ・「視覚障害教育に携わる方のために（五訂版）」慶應義塾大学出版会
香川邦生編著 共同執筆 猪平 眞理・大内 進・牟田口 辰己
- ・「新・視覚障害教育入門」ジアース教育新社 青柳まゆみ・鳥山由子 編著
- ・「視覚障害教育ブックレット」Vol25～30 ほか ジアース教育新社
筑波大学視覚特別支援学校
- ・「新訂版 視覚障害教育入門Q & A」：ジアース教育新社 全国盲学校長会編著
- ・「視覚障害指導法の理論と実践」ジアース教育新社 鳥山由子編著
- ・「視力0.06の世界」ジアース教育新社 小林一弘

3. その他

- ・「今日からできる障害者雇用」弘文堂 大胡田誠・関哉直人編著
- ・「知のバリアフリー：『障害』で学びを拓げる」京都大学学術出版会
嶺重慎・広瀬浩二郎編著

問い合わせ先

- ・ 全国高等学校長協会入試点訳事業部
<https://www.braille-exam.org/>
E-mail : ntj@braille-exam.org
TEL 03-3945-6824 FAX 03-5981-9985
(視覚障害学生の大学における学習に必要な支援機器に関する情報は下記)
<https://www.braille-exam.org/assistive-technology/index.html>
- ・ 日本点字図書館
<https://www.nittento.or.jp/>
TEL 03-3209-0241 (代表) FAX 03-3204-5641
- ・ 日本ライトハウス情報文化センター
<https://www.lighthouse.or.jp>
TEL 06-6441-0015 FAX 06-6441-0095
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
<https://www.shigaku.go.jp/>
- ・ CWAJ (College Women's Association of Japan)
<https://www.cwaj.org/>
- ・ 公益財団法人ダスキン愛の輪基金 障害者リーダー育成海外研修派遣事業
<https://www.ainowa.jp>
- ・ AHEAD (Association on Higher Education and Disability)
<https://www.ahead.org>
- ・ 筑波大学附属視覚特別支援学校
<http://www.nsfb.tsukuba.ac.jp/>
- ・ 視覚障害リソース・ネットワーク
<https://www.cis.twcu.ac.jp/~k-oda/VIRN/>
- ・ サピエ図書館
<https://www.sapie.or.jp>
- ・ 視覚障害者支援総合センター
<http://www.sienter.or.jp>
- ・ 日本盲導犬協会
<https://www.moudouken.net/>
- ・ 日本学生支援機構
<https://www.jasso.go.jp>

この資料についてのご質問や、さらに詳しい情報については、下記にご連絡ください。

全国盲学校長会大学進学支援委員会事務局

(筑波大学附属視覚特別支援学校内) TEL 03-3943-5423, FAX 03-3943-5410

全国高等学校長協会入試点訳事業部

(筑波大学附属視覚特別支援学校内) TEL 03-3945-6824, FAX 03-5981-9985

E-mail : ntj@braille-exam.org

シリーズ 視覚障害者の大学進学 別冊
進路指導を担当される先生へ

令和3(2021)年6月25日 発行

発行者 全国高等学校長協会特別支援学校部会
全国盲学校長会大学進学支援委員会
全国高等学校長協会入試点訳事業部